



発行
東京都

目次

70

公 告

○小笠原諸島振興開発計画の策定……………
……………（総務局行政部振興企画課）…一

公 告

小笠原諸島振興開発計画の策定について

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第六条第一項の規定に基づき、小笠原諸島振興開発計画を次のとおり策定したので、同条第十項の規定に基づき公表する。

平成二十六年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

小笠原諸島振興開発計画

（平成26年度～平成30年度）

平成26（2014）年12月

東京都

目次

小笠原諸島振興開発計画 1

第1章 小笠原諸島振興開発計画の基本的事項

1 小笠原諸島振興開発計画の考え方 4

(1) 振興開発計画策定の意義 4

(2) 計画の位置付け 4

(3) 計画期間 4

2 小笠原諸島の特性

(1) 地理的特性 5

(2) 自然的特性 6

(3) 歴史的・文化的特性 6

(4) 社会的特性 6

第2章 振興開発の成果と課題

1 これまでの取組と成果 8

2 今後の課題

(1) 産業 9

(2) 自然環境 9

(3) 交通アクセス 9

(4) 生活環境 10

第3章 振興開発の基本的方針

1 振興開発の基本的方針 12

2 振興開発の施策の方向

(1) 振興開発の施策の方向 13

(2) 目標人口 13

(3) 成果目標の設定及び評価 14

(4) 島別の対処方針 14

第4章 分野別振興開発事業計画

1 土地の利用 16

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び興業物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(1) 港湾 20

(2) 航路・航空路 22

(3) 道路・島内交通 24

(4) 情報通信 26

(5) 人の往来等に要する費用の低廉化 27

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(1) 農業 28

(2) 水産業 30

(3) 商工業 32

(4) 先端技術の導入及び生産性の向上 34

(5) 他産業との連携 36

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進 37

5 住宅及び生活環境の整備

(1) 住宅 38

(2) 簡易水道 40

(3) 生活排水処理 42

(4) ごみ処理 44

6 保健衛生の向上 46

7 医療の確保 48

8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 高齢者・障害者福祉 50

(2) 児童福祉 52

(3) 地域福祉 53

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(1) 自然環境の保全・再生 54

(2) 自然公園 56

(3) 都市公園 57

(4) 海岸漂着物対策 58

(5) 公害の防止 59

10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給

11 防災及び国土保全に係る施設の整備

(1) 防災対策 62

(2) 国土保全対策 65

12 教育及び文化の振興

(1) 教育 66

(2) 文化・スポーツ 68

13 観光の開発

(1) 観光資源の開発と観光振興 70

(2) 観光業と他産業の連携強化 73

14 国内及び国外の地域との交流の促進 74

15 振興開発に寄与する人材の確保及び育成 76

16 振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保 78

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進 79

小笠原諸島振興開発計画
（平成26年12月25日公告）

第1章 小笠原諸島振興開発計画の基本的事項

1 小笠原諸島振興開発計画の考え方

(1) 振興開発計画策定の意義

小笠原諸島は、昭和43年に日本に復帰した後、昭和44年度の復興計画以来の数次にわたる計画により、自立的に発展していくための基礎条件を整備することなどを目的に事業が実施され、生活基盤、産業基盤など社会資本の整備や産業の振興等において、相応の成果を上げてきたところである。

しかし、本土から約1,000km離れた外海離島という地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあって、本土との交通アクセスの整備のほか、医療・福祉の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進等、解決すべき課題は依然として残されている。

また、東日本大震災の発生の際には島内に被害が発生したことを踏まえ、今後、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等に対しての備えが喫緊の課題となっている。一方、小笠原諸島は、世界自然遺産に登録されたことが示すように、豊かな自然環境を有し、特異な歴史や独特の伝統・文化など、他の地域にはない魅力と特性に恵まれている。これらは小笠原諸島の観光振興にとって最大の地域資源であり、自然環境の保全及びその持続的活用を図りながら、個性ある地域として発展する可能性を秘めている。また、小笠原諸島は、我が国の南東海域に位置し、領土・領海・排他的経済水域の確保や保全、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等の国家的役割を担っている。

我が国を取り巻く社会情勢が変化していく中、小笠原諸島に一般住民が定住し続けられる社会基盤を維持・向上させていくことは重要であり、今後に必要な整備を進めるとともに、産業の振興・雇用の拡大や住民生活の安定等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図りながら進めることにより、小笠原諸島の自立的発展を目指すことが必要である。

本計画は、以上のような状況を踏まえ、今後の小笠原諸島の振興開発の基本的方針と施策の方向を明らかにし、これに基づき事業を積極的に推進するために定めるものである。

(2) 計画の位置付け

ア 本計画は、平成26年4月1日施行の小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第6条第1項に基づき策定したものである。

イ 本計画は、同法第6条第4項及び第8項並びに平成26年5月28日に国が策定した「小笠原諸島振興開発基本方針」に基づき、小笠原村が作成した振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえ、小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載したものである。

ウ 本計画に示す取組の実施に当たっては、主体を明確にするとともに、振興開発を担う様々な主体が相互に連携を図りながら進めていくものとする。

(3) 計画期間

本計画の対象期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

2 小笠原諸島の特性

(1) 地理的特性

小笠原諸島は、本土から南に約1,000km離れた太平洋上に位置し、父島・母島列島を中心に、小笠原群島（聳島列島、父島列島、母島列島）、火山列島（硫黄列島）、西之島、沖ノ島、南島など、30余りの島々から構成され、中でも沖ノ島は我が国最南端、南島は我が国最東端に位置している。

火山列島及び西之島は東日本火山帯の火山列に位置しているため、硫黄島及び西之島では火山活動が見られ、最近では、西之島において陸地が新たに形成されている。

小笠原諸島の存在により、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域が確保されており、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等、国の安全上及び経済上重要な役割を担っている。

また、小笠原諸島は、周辺海域で操業する他県船や近海を航行する国内外の船舶にとって、台風の発生等により海象状況が悪化した際の避難先となっているほか、船内で救急患者が発生した際の医療受診の寄港先となっており、太平洋上における海上交通の要衝として重要な地域である。

